

## 入札説明書

### 1. 一般競争入札に付する事項

- (1) 契約件名 舟倉島ディファレンシャルGPS局空中線撤去工事  
(2) 履行期限 令和 2年 11月 30日  
(3) 履行場所 仕様書のとおり  
(4) 入札方法 本件は、入札及び書類の提出を電子調達システムで行う。ただし、電子調達システムにより難い者は、「紙入札方式参加願」を提出するものとする。

なお、原則として入札執行回数は2回を限度とし、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

### 2. 競争参加資格

- (1) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人または被補助人であって、契約締結のため必要な同意を得ている者については、この限りではない。  
(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。また、当本部から指名停止の措置を受け、指名停止の期間中の者でないこと。  
(3) 入札に参加しようとする二者の間に、次の資本関係がないこと。  
① 親会社と子会社の関係  
② 親会社を同じくする子会社同士  
(4) 入札に参加しようとする二者の間に、次の人的関係がないこと。  
① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。  
② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。  
(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。  
(6) 平成31・32年度国土交通省一般競争（指名競争）参加資格（建設工事）「電気工事業」又は「電気通信工事業」のA又はB等級に格付けされ、第九管区海上保安本部を希望部局とする者。なお、競争参加資格を有しない入札者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。  
(7) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く）でないこと。  
・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務  
・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号第27条の規定による届出の義務  
・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条規定による届出の義務

### 競争参加資格審査に関する問い合わせ先

〒950-8543 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目2番1号

第九管区海上保安本部 総務部経理課 入札審査係

TEL 025-285-0118 内線 2223・2224

### 3. 仕様書の交付

下記5（4）の担当者に問い合わせし、下記により交付を受けること。

- (1) 交付期限 令和2年8月11日午後4時00分
- (2) 交付場所 5（4）の場所で直接交付を受けること。

### 4. 入札参加の申込み（競争参加資格を確認するための書類の提出）

- (1) 提出期限 令和2年8月11日午後4時00分
- (2) 提出書類

提出書類様式については、第九管区海上保安本部ホームページに掲載しているので、ダウンロードすることにより、又は、下記5（2）の場所での交付とする。

#### ① 電子調達システムにより入札に参加する者

「確認書」及び平成31・32年度国土交通省一般競争（指名競争）参加資格における資格審査結果通知書（写）、並びに経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（写）を、電子調達システムにより提出すること。

#### ② 紙により入札に参加する者

「紙入札方式参加願」及び平成31・32年度国土交通省一般競争（指名競争）参加資格における資格審査結果通知書（写）、並びに経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（写）を、下記5（3）に提出すること。

### 5. 電子調達システムのURL及び問い合わせ先等

- (1) 電子調達システムのURL <https://www.geps.go.jp>
- (2) 契約条項を示す場所

〒950-8543 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 第九管区海上保安本部

- (3) 契約及び入札に関する問い合わせ先

第九管区海上保安本部 総務部経理課 入札審査係

TEL 025-285-0118 内線 2223・2224

FAX 025-288-2603

- (4) 仕様内容に関する問い合わせ先

〒950-8543 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目2番1号

第九管区海上保安本部 交通部整備課

TEL 025-285-0118 内線2655

### 6. 工事費内訳書

- (1) 提出期限 令和2年8月21日午後4時00分

- (2) 提出場所等 工事内訳書を上記6（1）の日時までに電子調達システムにより提出すること。ただし、「紙入札方式参加願」を提出した者は、上記6（1）の日時までに工事費内訳書を、上記5（3）に提出すること。

- (3) 内容及び様式 様式は自由とするが、称号又は名称並びに住所及び工事名を記載するとともに、紙による入札の場合には、代表者印を押印すること。また、内容については、単位、員数、単価及び金額は少なくとも表示したものとすること。
- (4) 留意事項
- ① 工事費内訳書については、第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載した金額に対応するものであること。
  - ② 入札の際に工事費内訳書が未提出であるとき、又は提出された工事費内訳書に未記入等不備があるときは、当該工事費内訳書を提出した業者の入札を無効とすることがある。
  - ③ 工事費内訳書は必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

## 7. 入札書等の提出期限及び開札

- (1) 入札書等の提出期限 令和 2年 8月 21日 午後4時00分
- (2) 入札書等の提出場所 入札書を上記7(1)の日時までに電子調達システムにより提出すること。ただし、「紙入札方式参加願」を提出した者は、紙入札書を、上記5(3)に提出すること。なお、郵送により提出する者は、第九管区海上保安本部入札・見積者心得第4「入札等に関する事項」により作成のうえ、書留郵便等により、上記(1)の日時必着で送付すること。
- (3) 開札の日時 令和 2年 8月 24日 午前 10時30分
- (4) 開札の場所 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 第九管区海上保安本部 7階入札室

## 8. 入札保証金及び契約保証金 契約保証金のみ有（契約金額が1,000万円以上の場合）

## 9. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、第九管区海上保安本部入札・見積者心得書その他入札に関する条件に違反した入札及び電子調達システムを利用する者においては、ICカードを不正に使用した入札は無効とする。

## 10. 開札

- (1) 開札は、紙入札者またはその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者またはその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて行う。
- (2) 紙入札者またはその代理人が開札に立ち会う場合、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- (3) 紙入札者またはその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書または入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- (4) 紙入札者またはその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (5) 電子調達システム参加者の障害によって電子入札ができない旨の申告があり、すぐに復旧できないと判断され、かつ、下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子入札参加者が参

加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行う。

- ・天災
- ・広域・地域的停電
- ・プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
- ・その他、時間延長が妥当であると認められた場合  
(ただし、I Cカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。)

(6) 電子調達システムヘルプデスクまたは発注者側の障害が発生した場合は、電子調達システムヘルプデスクと協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時刻及び開札予定時刻の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。

(7) 入札締切予定時刻になっても入札書が電子入札サーバーに未到達であり、かつ、電子入札参加者からの連絡がない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものと見なす。また、辞退を確認した入札参加者は、すみやかに書面にて入札辞退届を提出すること。

(8) 開札を執行した場合、入札者またはその代理人のした入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。再度入札の日時については、原則として開札手続きを行ったのち30分後に行うこととするので、電子入札者は再度入札通知書を必ず確認すること。なお、開札手続きに時間を要するなど再度入札の予定時刻を大幅に超えるような場合は、電子入札参加者に対して当庁担当官から連絡を行う。

この間、紙入札業者は開札会場で待機することとし、原則として退室は認めない。ただし、郵便による入札を行った者がある場合及び契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行うことがある。

## 11. 落札者の決定

(1) 第九管区海上保安本部入札・見積者心得書による。

(2) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書に記載すること。

(3) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、くじにより落札者を決定することとし、以下のとおり行うこととする。

### ① 電子入札事業者のみの場合

電子入札事業者が入力した電子くじ番号をもとに電子くじを実施のうえ、落札者を決定する。

### ② 電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合

電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に記載した電子くじ番号をもとに電子くじを実施のうえ、落札者を決定する。

### ③ 紙入札事業者のみの場合

その場で紙くじを実施のうえ落札者を決定する。また、入札者又はその代理人が直接くじを

引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

(4) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 落札者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

#### 1 2. 契約書の作成の要否

要

#### 1 3. 前金払いの有無

有（ただし、契約金額が300万円以上の場合に限る。）

#### 1 4. 支払条件

検査終了後、適正な請求書を受理してから40日以内に支払う。

#### 1 5. 入札書提出にかかる委任

- (1) 電子入札において、代表者以外のＩＣカードを使用する場合は、年間委任状を提出すること。
- (2) 紙入札において、代表者以外の者が入札書を提出する場合は、委任状を提出すること。

#### 1 6. その他

上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において了知し、かつ、遵守すべき事項は、「第九管区海上保安本部入札・見積者心得」によるものとする。

#### 1 7. 談合等不正行為があった場合の違約金等

- (1) 請負者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、請負者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

① この契約に関し、請負者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が請負者に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）したとき。

② 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

③ 納付命令又は排除措置命令により、請負者に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が請負者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

④ この契約に関し、請負者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(2) この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(ア) 上記(1)①に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。

(イ) 上記(1)②に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(ウ) 上記(1)④に該当する場合であつて、上記(1)①に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。

(エ) 上記(1)④に該当する場合であつて、受注者が発注者に独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

(3) 受注者が上記(1)及び(2)の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(4) 受注者は、契約の履行を理由として、上記(1)及び(2)の違約金を免れることができない。

(5) 上記(1)及び(2)の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。